

資料 2

「高齢者に関する公衆衛生業務経験」
について

「高齢者に関する公衆衛生業務経験」について
～「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正から～

- 1 厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正
地域包括支援センターには「包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（施行規則第140条の66の第1号イ）」と定められている。しかしながら、三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、それぞれの要件が定められている。その中で保健師に準ずる者として配置される看護師の条件について、次の改正があった。

「保健師に準ずる者については、平成31年度より、上記①（保健師に準ずる者として地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。）かつ、高齢者に関する公衆衛生業務を1年以上有する者とする。」

- 2 公衆衛生業務経験にかかる厚生労働省の見解

厚生労働省から「公衆衛生業務」の定義は示されていない。

- 3 北本市における「公衆衛生業務経験を1年以上有する者」の取り扱い

厚生労働省から、「経験のある」とは、地域ケア、地域保健等の経験の趣旨であり、病棟経験や急性期医療の経験の趣旨ではないと「3 地域包括支援センターに関する Q&A 3-1 これまでの質問に寄せられた考え方（平成17年5月24日 全国介護保険担当課長会議）」で示されている。

厚生労働省から「公衆衛生業務」の定義が示されていないことから、本市としてはこれまでの保健師に準ずる者の条件を市独自に大きく変更することにより、地域包括支援センターの円滑な運営に支障をきたしてしまうことがないよう、「公衆衛生業務」を「地域ケア、地域保健等」とみなす。

改正後 (新)	改正前 (旧)
センターの職員に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しておくことが必要である。 また、センターは、要介護者に対する指定居宅介護支援事業所の紹介を行う際には、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないよう、公平・中立性の確保に努める必要がある。 6 職員の配置等 (1) センターの人員 センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（施行規則第140条の66第1号イ）。 しかしながら、三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することとされている。 ① 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。 ② 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者 ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づきケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者 なお、保健師に準ずる者については、平成31年度より、上記①かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。また、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。 (2) センターの職員の員数 専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各1人とされている（施行規則第140条の66第1号イ）。 ただし、次に掲げる場合には、センターの担当する区域における第一号被保険者の数に並び、以下の表のとおりとすることができる（施行規則第140条の66第1号ロ）。 ① 第一号被保険者の数がおおむね3000人未満の市町村に設置する場合 ② 市町村合併があった市町村又は一部事務組合若しくは広域連合で、原則の基準ではセンターの運営に支障があると運営協議会において認められた場合 ③ 人口規模にかかわらず、地理的条件その他の事情を勘案して、特定の生活圏域に一のセ	センターの職員に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しておくことが必要である。 また、センターは、要介護者に対する指定居宅介護支援事業所の紹介を行う際には、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないよう、公平・中立性の確保に努める必要がある。 6 職員の配置等 (1) センターの人員 センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（施行規則第140条の66第1号イ）。 しかしながら、三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することとされている。 ① 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。 ② 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者 ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づきケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者 なお、保健師に準ずる者については、平成31年度より、上記①かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。また、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。 (2) センターの職員の員数 専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各1人とされている（施行規則第140条の66第1号イ）。 ただし、次に掲げる場合には、センターの担当する区域における第一号被保険者の数に並び、以下の表のとおりとすることができる（施行規則第140条の66第1号ロ）。 ① 第一号被保険者の数がおおむね3000人未満の市町村に設置する場合 ② 市町村合併があった市町村又は一部事務組合若しくは広域連合で、原則の基準ではセンターの運営に支障があると運営協議会において認められた場合 ③ 人口規模にかかわらず、地理的条件その他の事情を勘案して、特定の生活圏域に一のセ